

答 申

1 審査会の結論

三田市長（以下「実施機関」という。）が、審査請求人からなされた「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づく「三市第 1063 号、1064 号、1065 号で本人通知された証明書に対する申請書」（以下「本件個人情報」という。）の保有個人情報の開示請求に対し、令和 7 年 11 月 28 日付三市第 1185 号で法第 82 条第 1 項の規定に基づき部分開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が令和 7 年 11 月 17 日付で本件個人情報につき、保有個人情報の開示を請求したことに対し、実施機関が同年 11 月 28 日付三市第 1185 号で部分開示の決定をしたところ、実施機関が法第 78 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当するとして不開示とした情報は、知り得るべき情報であるとして、全部開示を求めて審査請求したもの（以下「本件審査請求」という。）である。

3 審査請求人の主張

本件審査請求に係る審査請求人の主張は、概ね以下のとおりである。

- (1) 親族情報として不開示とされている審査請求人の名から始まる箇所は、審査請求人本人の情報が記載されていると推定され、開示されるべきである。
- (2) 印影(弁護士の職印)については争わない。
- (3) 被保佐人の氏名や住所等については、令和 7 年 11 月 28 日付け部分開示決定があつて以降、職務上請求した弁護士とのやり取りの中で明らかになっている。よつて、その開示については、審査請求人にとっては本件審査請求の争点ではない。

4 実施機関の主張

本件審査請求に係る実施機関の主張は、概ね以下のとおりである。

- (1) 不開示とした被保佐人氏名、生年月日、住所、本籍、親族情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であり、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当するため、不開示とした。
- (2) 印影(弁護士の職印)は、開示することにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第 78 条第 1 項第 3 号イに該当するため、不開示とした。

5 前提となる事実

- (1) 審査請求に至るまでの経過

ア 開示請求

審査請求人は、令和 7 年 11 月 17 日に法第 77 条第 1 項の規定により、本件個人情報の開示を請求した。

イ 開示決定

実施機関は、本件個人情報に記載された文書については、令和 7 年 10 月 21 日付戸籍謄本等職務上請求書及び令和 7 年 10 月 30 日付住民票の写し等請求書及びそれに添付されている保佐に関する登記事項証明書であると特定し、本件開示請求に対し、同年 11 月 28 日付三市第 1185 号で、第 78 条第 1 項第 2 号及び同第 3 号に該当する不開示情報を除く部分開示決定(以下「本件部分開示決定」という。)を行い、職務上請求書と保佐に関する登記事項証明書の写しに以下の部分を不開示情報として黒塗りし審査請求人に交付した。

(不開示とした部分)

被保佐人氏名、生年月日、住所、本籍、親族情報

(不開示とした理由)

法第 78 条第 1 項第 2 号該当

当該保有個人情報に記載されている被保佐人氏名、生年月日、住所、本籍、親族情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であるため。

(不開示とした部分)

印影

(不開示とした理由)

法第 78 条第 1 項第 3 号該当

当該保有個人情報に記載されている印影は、法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

ウ 審査請求

審査請求人は、令和 7 年 11 月 28 日付三市第 1185 号の部分開示決定を不服として、令和 8 年 2 月 17 日に審査請求書を三田市長に提出した。

6 審査会の判断

当審査会は、本件部分開示決定の不開示情報(印影を除く。)について、法第 78 条第 1 項第 2 号の該当性を審議した。

(1) 法第 78 条第 1 項第 2 号該当性について

審査請求人は、親族情報としてマスキングされている審査請求人の名から始まる箇所(以下「本件不開示情報」という。)は、審査請求人の名が記されていることから審査請求人本人の情報が記載されていると推定され、開示されるべきであると主張する。

法第 78 条第 1 項第 2 号の柱書では、不開示情報について「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは・・・(以下省略)」と定められている。

本件不開示情報をみると、審査請求人と被保佐人との親族関係及び被保佐人の

親族状況が記載されていることが認められる。審査請求人と被保佐人との親族関係を開示すれば、他の情報と照合することにより、被保佐人が特定されることになる。審査請求人と被保佐人との親族関係の情報については、法第 78 条第 1 項第 2 号に定める、「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当すると認められる。また、被保佐人の親族の状況についても同様である。

なお、被保佐人の氏名、生年月日、住所、本籍についても、法第 78 条第 1 項第 2 号の柱書に定める「氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

(2) 法第 78 条第 1 項第 3 号該当性について

印影(弁護士の職印)については、不開示情報としての争いはない。

(3) 結論

以上の理由をもって、本件部分開示決定における不開示情報は法第 78 条第 1 項第 2 号及び同第 3 号イに該当することから、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(4) その他

本件不開示情報については、審査請求人の主張するとおり、審査請求人の名に続く箇所であり、一見すると本人の情報が記載されていると推定したことも理解できる。

開示決定時に行った実施機関の判断は「(3) 結論」のとおり妥当であるが、当審査会開催時点においては、開示決定時には保護の必要があった被保佐人の氏名等については、その後、審査請求人が職務上請求した弁護士とやり取りする中で明らかになっている。そのため、審査請求人の懸念を取り除くことを目的に、実施機関においては事後の事情変更を考慮した柔軟な対応も検討されたい。

【審議の経過】

諮問書の受理	令和 8 年 2 月 2 5 日
個人情報部分開示決定理由説明書の受理	令和 8 年 3 月 1 2 日
個人情報部分開示理由説明書に対する意見書の受理	令和 8 年 3 月 3 0 日
第 4 2 回個人情報保護審査会 【内容】 審査請求人・実施機関の意見陳述、審議	令和 8 年 4 月 3 0 日
答申年月日	令和 8 年 5 月 2 5 日